

従業員数100人以下の事業主の皆さま
平成24年7月1日から 改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

参加費無料



改正育児・介護休業法説明会のご案内

竹原市で開催いたします。

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成22年6月30日に施行された改正育児・介護休業法において、従業員数100人以下の事業主へ適用猶予されていた①短時間勤務制度②所定外労働の免除③介護休暇の規定が平成24年7月1日から義務化されます。これらの制度について、就業規則等の見直しが必要です。

下記のとおり「改正育児・介護休業法説明会」を開催いたしますので、事業主・人事労務担当者の方々は積極的にご参加いただき、規定の整備について早めの準備をお願いいたします。

【竹原会場】	
日 時	平成24年4月18日(水) 13:30~15:00
会 場	竹原市勤労青少年ホーム ◆竹原市中央5丁目5-17
主 催	広島労働局・竹原市



両立支援キャラクター
「両立するべえ」

- | | | |
|------------------------------|---------------|-------|
| 1. 育児・介護休業法の改正について | 【13:30~14:00】 | 広島労働局 |
| ～改正育児・介護休業法に沿った就業規則等の整備について～ | | |
| 2. 一般事業主行動計画の策定方法と | 【14:00~14:30】 | 広島労働局 |
| くるみん認定マークの取得方法について | | |
| 3. 両立支援助成金・中小企業両立支援助成金について | 【14:30~15:00】 | 広島労働局 |

参加申込方法 下記申込書にて、広島労働局雇用均等室まで、FAX・郵送又はお電話でお申し込みください。なお、会場の定員に達し次第の締め切りとさせていただきます。

【竹原会場】

「改正育児・介護休業法説明会」参加申込書

事業所名（団体名）	従業員数 人	
所在地・連絡先	〒	TEL () - FAX () -
参 加 者	所 属・役 職 名	名 前

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

広島労働局雇用均等室（広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9247 FAX082-221-2356）

仕事と育児・介護の両立支援のために

広島労働局からのお知らせ

■お問い合わせ先：広島労働局雇用均等室（TEL）082-221-9247

従業員数が100人以下の事業主の皆さん！

平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成22年6月30日に改正育児・介護休業法が施行されました。平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた以下の制度が、従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。以下の制度について、就業規則等に規定してください。

① 育児のための短時間勤務制度

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度（1日の労働時間を原則6時間とする措置を含むもの）を設けなければなりません。

② 育児のための所定外労働の免除

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

③ 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう！

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員数101人以上の事業主は、仕事と子育ての両立を図るために「一般事業主行動計画」の策定、広島労働局への届出、公表、従業員への周知が義務付けられています（従業員数100人以下の事業主は努力義務です）。

一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（広島労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク「くるみん」を、商品、広告、求人広告などにつけて、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。「くるみん」を取得した子育てサポート企業に対する税制優遇制度（建物等の割増償却制度）も積極的にご活用ください。



次世代認定マーク「くるみん」

仕事と育児・介護の両立支援に関する助成金が変わりました

平成23年9月から、仕事と育児・介護の両立支援に関する助成金が変わりました。

●両立支援助成金：

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金

●中小企業両立支援助成金：

代替要員確保コース、休業中能力アップコース、中小企業子育て支援助成金、継続就業支援コース各種助成金の支給要件は詳細に定められています。広島労働局雇用均等室までご相談ください。

法制度の詳細については、両立支援総合サイト「両立支援のひろば」(<http://www.ryouritsu.jp/>)もご覧ください。